

損害賠償の額の決定及び和解について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、損害賠償の額を決定し、和解することについて、議会の議決を求める。

令和 7 年 9 月 9 日 提 出

燕 市 長 鈴 木 力

記

1 和解の相手方

事故の相手方軽乗用車両の所有者（市内在住者）

2 事故の概要

令和7年6月20日午後3時10分頃、燕市粟生津地内の交差点において、こども未来課職員が運転する公用車（リース車両）が、一時停止標識を見落とし直進したところに、優先道路を左側から進行してきた相手方軽乗用車両と衝突し、両者の車両が破損したものの。

3 和解の内容

- （1）市の過失割合を8割とし、市は相手方に対し、
損害賠償金684,980円を支払う。
- （2）相手方の過失割合を2割とし、相手方は市に対し、
損害賠償金110,990円を支払う。
- （3）和解成立後は、本件に関し一切異議申し立て、請求及び訴えの提起を行わない。